

△資料▽

# デンマーク憲法

——解説と訳文——

齊藤 寿

解説

デンマーク王国憲法

- 第一部 総 則
- 第二部 国 王
- 第三部 行 政 権
- 第四部 立 法 権
- 第五部 立 法 手 続
- 第六部 司 法 権
- 第七部 宗 教
- 第八部 国民の権利
- 第九部 その他
- 第一〇部 改 正
- 第二一部 施 行

解説

一 デンマーク (Kongeriget Danmark) は、欧州北部のユトランド半島と周辺の島々からなる。

すなわち、大小五〇〇の島を含む九州よりやや広い小さな国で、人口は約四七二万人の国である。

地勢はきわめて平坦で、耕地に恵まれており、国土の七四パーセントが農地で、緑の麦畑と牧場の多い「酪農王国」となっている。

しかし、近年は総輸出額の六〇パーセントが工業製品となり、急ピッチで工業国へ脱皮しつつある。

こうした国情を反映して、「デンマークには金持ちは少ないが、貧乏人はもっとも少ない」といわれており、一人当り国民所得は、世界第五位という恵まれた国である。

世界屈指の社会保障制度が充実している国で、国家予

算の三五パーセントがこのために支出されている。

さて、このデンマークは、古くは漁業を中心に発達し、一二、一三世紀ごろには、北欧の最強国となった。

一四世紀末にノルウェーを併合、ついで、スウェーデン、アイスランドを支配した。

しかし、一六世紀に反乱が起って、スウェーデンを分離、ついでナポレオン戦争後にノルウェーをスウェーデンに譲り、さらに一八六四年にプロイセン・オーストリア連合軍の攻撃を受けて、シュレスウィヒ、ホルスタインを割くにおよび、国力が著しく衰退した。

第一次世界大戦では、中立を維持し、戦後住民投票でシュレスウィヒ北半を回復した。

第二次世界大戦中は、ドイツ軍に占領され、その間にアイスランドが独立した。

この大戦後は、西側陣営に参加し、北大西洋条約機構に加盟して今日に至っている。

デンマーク憲法（齊藤）

ニ それでは、以下に、項目別にデンマーク憲法政治の特色を記すことにしよう。

#### (一) 「政体」

デンマークの政体は、「立憲君主制」（現行憲法第二條）で、憲法は、一九一五年六月に制定、一九二〇年九月に修正、一九五三年六月に改正されている。

この一九五三年の改正憲法が、現行憲法である。

さて、現在われわれが北歐四カ国というときは、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの四カ国をいっているが、現行憲法で一番古いのは、スウェーデンで、一八〇九年六月六日の憲法である。

ついで、一八一四年五月一七日のノルウェー、一九一九年六月二一日のフィンランド、そして、デンマークは、一九五三年六月五日の憲法となっている。

しかし、これは前述のごとく、一九一五年六月五日（第一次世界大戦中）の憲法の後身である。

ところで、デンマークは、ヨーロッパで最も古い王国であったが、現在も王国で、この王国の元首は、国王である。国王の王位継承は、一八五三年七月三十一日の王位継承法によって、男子のみに継承権が認められていたが、現行憲法では女子による王位継承も認められることになった(憲法第二条)。

そして、福音ルーテル教会がデンマーク国教会となっており(憲法第四条)、王国の諸機関に授権された諸権限は、国際的な法の支配および協力を促進するため、他国との合意によって設立された国際機関に委任することができる(憲法第二〇条)、とされている。

## (二) 「国民の権利」

信教の自由について、デンマーク王国憲法は、第六七条から第七〇条までにまたがり、規定している。

また、人身の自由(第七一条)、住居の不可侵(第七二条)、通信の秘密(同上)、所有権の不可侵(第七三

条)、営業の自由および平等(第七四条)、勤労権および生活の扶助を受ける権利(第七五条)、言論および出版の自由(第七七条)、初等教育の無償(第七六条)、教育を受ける権利(第七六条)、貴族の特権の廃止(第八三条)、封土およびその他の創設の禁止(第八四条)、結社の自由(第七八条)、集会の自由(第七九条)、などについても、この憲法は規定している。

更にこの憲法で、国民の国民投票権(制度)を大巾にとり入れたこと(第二〇条、第四二条、第八八条)は、特筆すべきである。

なお、国民の権利に対する国民の義務としては、国防の義務が定められている(第八一条)。

## (三) 「立法部」

一九五三年の憲法改正で、一院制国会(Rigsdag)が一院制国会(Folketing)になった。

定員は、一七九人以内となっており、うちフェレー諸

島 (Faroe Islands) 代表が二人、グリーンランド代表が二人となつてゐる (憲法第二八条)。

任期は四年で、普通選挙により選出される (憲法第三一、三二条)。

国会議員には不逮捕特権があり、院内発言の免責特権がある (共に憲法第五七条)。

政党は、これまで、社会民主党、保守党、隠健自由党、社会自由党、地租党、共産党、などが存在した。

しかし、この憲法は、このような政党に関する規定を特別にはしていない。

#### (四) 〔行政部〕

行政権は、国王に属する (憲法第三条)。

国王の「他国君臨」は、原則として禁止され、国王は福音ルーテル教会の一員である (憲法第五、六条)。

こうした地位にある国王は、すべての国務に関し、最高の権能を有するが (憲法第一二条)、この行為について

デンマーク憲法 (芥藤)

て国王は無答責 (憲法第一三条) で、大臣が統治の実施について責任を負うことになつてゐる。

國務會議の議長には、国王がなる (憲法第一七条)。首相を含む大臣の任免権は、国王にあり (憲法第一四條)、法律の公布および施行、ならびに恩赦等は、国王の権限となつてゐる (憲法第二二条、第二四条)。

#### (五) 〔司法部〕

王国高等法院は、最高司法裁判所の通常構成員のうち一五人以内と、六年の任期で国会が選出した同数の構成員をもつて、構成される (憲法第五九条)。

裁判は、常に行政権から独立していなければならないとされ (憲法第六二条)、裁判所は、行政権の範囲に関する問題について判断する機能を有している (憲法第六三条)。

また、裁判官の独立がはかられ、身分保障がなされてゐる (憲法第六四条)。

裁判は公開の原則（憲法第六五条）を採り、地方には、約百におよぶ地方裁判所がある。

三 以下のデンマーク王国憲法は、主として Amos J. Pease, Constitution of Nations (Revised Third Edition) を用いたが、それをより確実にするため、

Demark : The Constitution of the Kingdom of Denmark

大石義雄編「世界各国の憲法典」

衆議院法制局他編「和訳各国憲法集(二〇)」

土橋友四郎編「世界各国憲法、丁抹国憲法」等をも参

照した。

なお、訳者において、原文にかかわりなく（ ）印を付し、説明語を挿入した個所がある。

## デンマーク王国憲法

（一九五三年六月五日）

### 第一部

第一条 この憲法は、デンマーク王国全土にわたり、適用される。

第二条 政体は、立憲君主制とする。王権は、一九五三年三月二七日の王位継承法の規定にしたがい、男子または女子によって世襲される。

第三条 立法権は、国王および国会に連带的に帰属する。行政権は、国王に属する。司法権は、司法裁判所に属する。

第四条 福音ルーテル教会は、デンマーク国教会とし、かつ、国教会として国家の補助をうける。

### 第二部

第五条 国王は、国会の同意ある場合以外は、他国において君臨してはならない。

第六条 国王は、福音ルーテル教会の一員でなければならない。

第七条 国王は、満十八才に達したとき、成年とな

る。この規定は、王位継承者についても適用する。

第八条 国王は、即位に先き立って、國務會議において、憲法に忠実にしたがることを、文書で厳肅に宣言しなければならぬ。宣言書は、同一の二通の正文を作成し、その一通は国会に交付し、国会の書類保存所（書庫）に保存し、他の一通は、公文書局に収蔵される。不在その他の理由により、国王が即位と同時にこの宣言書に署名することができない場合は、制定法によって別段の規定がなされていない限り、統治は、この宣言書に署名がなされるまでの間、國務會議によって実施される。王位継承者として、すでにこの宣言書に署名している場合には、国王は、王位が欠け次第、直ちに王位につく。

第九条 国王の未成年、疾病または不在の場合における主権の行使に関する規定は、制定法で定める。王位が欠けた場合において、王位継承者が存在しないときは、国会は、国王を選出し、かつ、将来における王位継承の

順位を決定する。

第一〇条 (1) 国王に関する皇室費は、国王の在位中、制定法によって供与する。この制定法は、城、宮殿、その他の国有財産で国王の使用に供されるものについても、規定するものとする。

(2) 皇室費には、いかなる債務も負担させることができない。

第一条 王室の構成員には、制定法をもって、歳費を供与することができる。この歳費は、国会の同意ある場合を除いて、国外においてうけることができない。

### 第三部

第十二条 国王は、この憲法に定める範囲内において、王国のすべての国務について、最高の権限を有する。ただし、国王は、この最高の権限を大臣を通じて行使する。

第十三条 国王は、その行為について責任を有せず、

その人格は、格別神聖なもの(神聖不可侵)とする。大臣は、統治の実施について責任を負い、その責任は、制定法により、これを定める。

第一四条 国王は、首相その他の大臣を任命し、かつ、罷免する。国王は、大臣の数および大臣間における職務の配分を決定する。立法および統治に関する決議は、国王の署名によって有効となる。ただし、国王の署名は、一人またはそれ以上の大臣の副署を伴っていなければならない。決議に副署した大臣は、その決議に対して責任を負う。

第一五条(1) 大臣は、国会がその大臣にたいして不信任を可決した後においては、その職に留まることができない。

(2) 首相にたいする不信任を国会が可決した場合において、総選挙を行うための詔書が発せられるのでなければ、首相は、内閣の罷免を奏請しなければならない。

内閣にたいする非難決議が可決された場合、または、内閣の罷免が奏請された場合においては、内閣は、新内閣が任命されるまで、引きつづきその職に留まっていなければならない。前記のような理由で引きつづきその職に留まる大臣は、公務の継続的な運営に必要なことのみを行なうものとする。

第一六条 大臣は、その職務執行の不良のために、国王または国会によって、弾劾されることがあるものとする。王国高等法院は、職務執行の不良のために大臣に対して提起された弾劾事件を審理する。

第一七条(1) 大臣全体で国务会議は構成され、かつ王位継承者は成年に達していれば、この議席を有する。国王は、国务会議の議長となる。ただし、第八条に定める場合、および、立法部が第九条にもとづいて国务会議に統治の実施を委任した場合は、その限りではない。

(2) すべての法律案および重要な統治上の措置は、  
國務會議で審議しなければならない。

第一八条 国王が國務會議を開催することができなかつた場合は、国王は、条件の審議を閣議に委託することができる。この閣議は、すべての大臣で構成され、首相が議長となる。各大臣の表決は、議事録に記入されるものとし、いかなる議題も、多数決によって決定される。首相は、出席大臣の署名した議事録を国王に提出し、国王は、閣議の勧告にただちに同意するか、またはその案件を國務會議において親裁（自己の面前で決裁）させるかを決定する。

第一九条 (1) 国王は、国際間の問題については、王国を代表して行爲する。ただし、国王は、国会の同意なくして、王国の領土を拡大し、もしくは縮小する行爲をしてはならない。また、国王は、その履行のために、国会の協賛を必要とする義務もしくはそれ以外の義務で

重要性をもついかなる義務も、負ってはならない。さらに、国王は、国会の同意なくして、国会の同意を得て締結した国際条約を、終了させてはならない。

(2) 王国またはデンマーク軍に加えられた武力攻撃に対する防衛のためのほかは、国王は、国会の同意なしに、外国にたいして武力を行使してはならない。この規定にしたがつて国王がとる措置は、ただちに国会に提示されなければならない。国会が開かれていない場合は、ただちに国会を召集しなければならない。

(3) 国会は、議員の中から対外問題委員会（委員）を任命する。政府は、対外政策に関して非常に重要な決定をするに先立って、これに諮らなければならない。対外問題委員会に適用される規則は、制定法でこれを定める。

第二〇条 (1) この憲法のもとに王国の諸機関に授けられた諸権限は、法律の定める限度において、国際的



な法の支配および協力を促進するため、他国との合意によって設立された国際機関に委任することができる。

(2) 前項関係の法律案を可決するには、国会議員の六分の五の多数を必要とする。右の多数が得られず、通常の法律案の可決に必要な多数が得られ、しかも政府がそれを撤回しない場合、その法律案は、第四条に定める国民投票に関する規則にしたがって、承認または否認のため、選挙民にこれを付託しなければならない。

第二一条 国王は、法律案およびその他の措置を、国会に提出することができる。

第二二条 国会において可決された法律案は、それが最終的に可決された後三〇日以内に裁可を受ければ、法律となる。国王は、制定法の公布を命じ、かつ、それが施行されるよう措置しなければならない。

第二三条 緊急事態で、国会が集会できないときは、国王は、暫定法を發布することができる。ただし、暫定

法は、憲法に違反してはならず、国会が集会すればただちに、承認または否認を求めため、国会に提出されなければならない。

第二四条 国王は、特赦および恩赦の大権を有する。国王は、国会の同意を得た場合のみ、王国高等法院の下した刑の宣告について、大臣に対し、特赦をなすことができる。

第二五条 国王は、直接にまたは関係政府機関を通じて、一八四九年六月五日以前に存した規則のもとに許容され、もしくはその日の後に可決された法律によって許容される恩典および法律の適用除外を付与することができる。

第二六条 国王は、制定法の定めるところにしたがって貨幣を鑄造させることができる。

第二七条 (1) 公務員の任命を規制する諸規則は、制定法によってこれを規定する。何人も、デンマーク王

国臣民でなければ、公務員に任命されない。国王によって任命される公務員は、憲法を遵守する旨の厳肅な宣言をしなければならない。

(2) 公務員の罷免、転任および恩給の賜与を規制する諸規則は、制定法によってこれを規定する(第六四条参照)。

(3) 国王によって任命された公務員は、その部署または官職から生ずる収入について、いかなる損失も蒙らず、かつ、その転任または一般的規則および規程にもとづく恩給受給を伴う退職のいずれか一つの選択権を与えられた場合においてのみ、その同意なくして転任させることができる。

#### 第四部

第二八条 国会は、一七九人以内の議員の一院からなる。議員のうち二人は、フェレー諸島(Faeroe Islands)から、また二人は、グリーンランドから、それぞれ選出

デンマーク憲法(齊藤)

されるものとする。

第二九条 (1) 王国内に住所があり、かつ、本条第二項に定める選挙権のための年令要件をそなえるいかなるデンマーク臣民も、国会議員の選挙において投票する権利を有する。ただし、その者が行為無能力の宣告を受けていないことを要する。刑の宣告および法律上の貧民救済を受ける公共の扶助が、選挙権喪失を生ぜしめる限度は、制定法によって規定するものとする。

(2) 選挙権のための年令要件は、一九五三年三月二五日付の法律にもとづいて行われた国民投票の結果によるものとする。このような選挙権のための年令要件は、制定法によって、いつでも変更することができる。このような立法のために国会が可決した法律案は、選挙権のための年令要件の変更に関する規定が第四二条第五項にしたがって国民投票に付され、かつ、その結果この規定が否決されなかった場合においてのみ、裁可を受けるも

のとする。

第三〇条 (1) 国会議員の選挙において投票権を有する者は、公衆の日でみて、国会議員たるにふさわしくないといわれる行為について、有罪の宣告を受けたのでなければ、国会議員に選挙される資格を有する。

(2) 国会議員に選挙された公務員は、その当選を受諾するために、政府から許可を求める必要はない。

第三一条 (1) 国会議員は、普通・直接選挙で、これを選挙する。

(2) 選挙権の行使のための規則は、選挙法によってこれを規定する。また、選挙法は、選挙人の各種の意見の平等な代表が確保されるために、選挙の方法を規定し、かつ、一部に小選挙区制を採る比例代表制あるいは小選挙区制を認めない比例代表制を採用するか否かを決定する。

(3) 各地区に割当てられる議席の数を決めるに際し

ては、住民の数、選挙人の数および人口密度を考慮しなければならぬ。

(4) 選挙法は、補欠議員の選挙および国会への加入を規制する規則を定め、かつ、新しい選挙が必要とされる場合において採られる手続きに関する規則をも定める。

(5) 国会にグリーンランドを代表させるための特則は、制定法によってこれを規定する。

第三二条 (1) 国会議員は、四年の任期で選挙される。

(2) 国王は、総選挙と同時に全議席が改選される総選挙の施行を命ずる詔書を随時発することができる。ただし、選挙の詔書は、新たな内閣の任命後は、首相が国会に出席するまでは、これを発してはならない。

(3) 首相は、国会の選挙における任期が終了する前に、総選挙を行わせなければならない。

(4) 総選挙がなされるまでは、いかなる議席も空白とされない。

(5) 国会におけるフェレー諸島およびグリーンランドの代表の開始と決定に関しては、制定法によって特別を定めることができる。

(6) 国会議員が被選挙権を失ったときは、国会におけるその議席は、空白となる。

(7) 当選の認可があり次第、各新議員は、憲法を遵守する旨の厳粛な宣言を行なわなければならない。

第三三条 国会は、自から、議員の当選の効力を決定し、かつ、議員が被選挙資格を失っているか否かを決定する。

第三四条 国会は、不可侵である。国会の安全または自由を侵そうとする者、もしくははそのような目的のために命令を発しましたはそのような命令に服従する者は、いかなる者といえども、大叛逆を犯したものとみなす。

デンマーク憲法(齊藤)

## 第五部

第三五条 (1) 新たに選挙された国会は、選挙日後平日一二日目の正午に集会する。ただし、国王が前もってその議員の会合を召集したときは、この限りでない。

(2) 国会は、議員の資格を確認した後ただちに、一名の議長および複数の副議長を選挙することによって成立する。

第三六条 (1) 国会の会期年度は、十月の第一火曜日に開始し、翌年の十月の第一火曜日まで継続する。

(2) 会期年度の初日正午に、議員は、国会の新会期のために集会する。

第三七条 国会は、政府の所在地で集会する。ただし非常事態の下においては、国会は、王国内のいずれの場所においても集会することができる。

第三八条 (1) 会期年度の最初の集会において、首相は、国の一般情勢および政府が提案する措置の説明を

行なう。

(2) この説明は、一般討議の議題とされる。

第三九条 議長は、議事日程を示して、国会の集會を召集する。議長は、国会議員の少なくとも五分の二または首相からの文書をもって要求がなされたときは、議事日程を示して、国会を召集しなければならない。

第四〇条 大臣は、職権上当然に国会の会議に出席し、かつ、討議中、希望により随時国会において発言する権利を有する。ただし、大臣は、国会の議事規則にしたがわなければならない。大臣は、国会議員である場合に限り、投票する権利を有する。

第四一条 (1) 国会議員はだれでも、法律案およびその他の措置を提案する権利を有する。

(2) いかなる法律案も、国会において三度読会を経るまでは、最終可決とはならない。

(3) 国会議員の五分の二をもって、法律案の第二読

会通過から一二日目まで第三読会を行わないよう、議長に要求することができる。その要求は、文書によりなされ、かつ、その要求をなす議員によって署名されるものとする。ただし、予算案、追加予算案、暫定予算案、政府起債案、帰化法案、収用法案、間接税法案、および緊急事態にあっては、その目的にてらし制定を延期することのできない法律案に関しては、前記のような延期をしてはならない。

(4) 新たな選挙の場合、および会期年度の終了に当っては、最終的に可決されなかった法律案およびその他の措置は、廃案となる。

第四二条 (1) 法律案が国会によって可決された場合において、国会議員の三分の一をもって、その法律案の最終的可決後平日三日以内に、議長に対し、その法律案を国民投票に付するよう要求することができる。この要求は、文書によってなされ、かつ、その要求をする議

員が署名しなければならない。

(2) 第七項に掲げられた場合を除くの外、国民投票に付することのできるいかなる法律案も(第六項参照)、第一項に述べられた時間制限の経過以前に、または、前項によって要求された国民投票が行われる以前においては、裁可を与えられない。

(3) 法律案に対する国民投票が要求された場合、国会は、その法律案の最終的可決から平日五日の期間内に、その法律案を撤回することを決定することができる。

(4) 国会が第三項にしたがって議決をしなかった場合には、首相に対して、その法律案が国民投票に付される旨の通知を遅滞なくしなければならない。その場合、首相は、国民投票を行なう旨の表明を付して、その法律案を公示しなければならない。国民投票は、首相の決定にしたがい、法律案の公示後、平日一二日以上一八日以

内に、行なわれるものとする。

(5) 国民投票においては、その法律案にたいし賛成または反対の投票を行なう。法律案が否決されるためには、投票に参加した選挙人の過半数をしめ、かつ、投票権を有するすべての人々の三〇パーセント以上の者が法律案に反対投票をしなければならない。

(6) 予算案、追加予算案、暫定予算案、政府起債案、公務員〔改正〕法案、給与および恩給法案、帰化法案、収用法案、〔直接・間接〕税法案、ならびに既存の条約上の義務を履行することを目的として提案された法律案は、国民投票による決定によることはない。この規定は、また、第八、九、一〇および一一条に掲げる法律案ならびに第十九条に規定されているような議決が法律の形式で存在しているときは、この議決にも適用せられる。ただし、特別の法律によってこのような議決が国民投票に付されると規定されている場合は、この限りでは

ない。憲法の改正は、第八八条に定める規則によって、規制される。

(7) 緊急事態においては、国民投票に付することのできる法律案であっても、可決後ただちに裁可（国王の同意）を得ることができない。ただし、法律案にそのような主旨の規定を含んでいる場合に限る。第一項の規定にもとづき、国会議員の三分の一の裁可を得た法律案または法律にたいし国民投票を求める場合においては、そのような国民投票は、上記の規則にしたがって行なわれる。国民投票によって法律が否決された場合、首相は、不当に遅滞することなく、かつ、国民投票が行なわれた後一四日以内に、そのことを公告しなければならぬ。この公告がなされた日から、その法律は、効力を失なう。

(8) フェレー諸島およびグリーンランドにおいて国民投票が行なわれる範囲を含む国民投票に関する規則

は、制定法によってこれを定める。

第四三条 租税は、制定法によるのほか、賦課、変更または免除されない。いかなる男子も、制定法によるのほか、徴兵されず、またいかなる公債も募集されない。

第四四条 (1) いかなる外国人も、制定法によるのほか、帰化することができない。

(2) 外国人の不動産所有者となる権利の限度は、制定法で定める。

第四五条 (1) 次の会計年度のための予算案は、その会計年度開始前四カ月以内に、国会に提出しなければならない。

(2) 次の会計年度のための予算案の読会が、その会計年度の開始前に完了しないと思われる場合においては、暫定予算案を国会に提出しなければならない。

第四六条 (1) 租税は、予算または暫定予算が国会において可決するまでは、徴収してはならない。

(2) いかなる経費も、国会が可決した予算または国会が可決した追加予算もしくは暫定予算によって、規定されていない限り、これを支出してはならない。

第四七条 (1) 決算は、会計年度の終了後六カ月以内に、国会に提出しなければならない。

(2) 国会は、若干の会計監査委員を選挙する。この会計監査委員は、年度の決算を検査し、国の収入が正しく記載され、かつ、予算およびその他の特別予算によって定められているのでなければ、いかなる経費も支出されなかったことを監査する。会計監査委員は、すべての必要な情報を要求する権利を有し、かつ、すべての必要な書類を閲覧する権利を有する。会計監査委員の数およびその職務を定める規則は、制定法によって規定する。

(3) 決算および会計監査委員の報告は、その決定を得るため、これを国会に提出しなければならない。

第四八条 国会は、その事務の処理および秩序の維持

デンマーク憲法(齊藤)

に関する規則を含む国会自体の議事規則を定める。

第四九条 国会での会議は、公開とする。ただし、議長もしくは議事規則の定める数の議員または大臣は、許可のない者すべてを退席させることを要求する権利を有する。この要求があれば、その問題を公開で討議するか、または秘密会で討議するかを、討論を経ないで決定しなければならない。

第五〇条 議決をなすためには、国会議員の二分の一以上が出席し、かつ、投票に参加しなければならない。

第五一条 国会は、一般的に重要な問題を調査するため、その議員のうちから委員を指名することができる。この委員会は、一般市民および公の機関に対し、文書または口頭による情報を要求することができる。

第五二条 国会が、委員会に列席する議員および特別の職務を執行する議員を選挙するには、比例代表によるなければならない。



第五三条 国会の同意を得て、国会議員は、公の利害にかかわるいかなる事項をも審議のため提出し、かつ、それについての大臣の発言を求めることができる。

第五四条 請願は、国会議員の一人を通じてのみ、国会に提出することができる。

第五五条 国家の文武の行政を管理するための国会議員でない一人または二人の者を国会が任命することについては、制定法でこれを定める。

第五六条 国会議員は、自己の良心にのみ拘束され、選挙人によって与えられた指示には、拘束されない。

第五七条 国会議員は、現行犯として逮捕された場合を除いては、国会の同意がなければ、いかなる方法によっても、訴追または拘禁されない。国会議員は、国会でなした発言については、国会の同意がある場合を除いては、国会外において責任を問われない。

第五八条 国会議員は、選挙法で定められる報酬を支

払らわれる。

## 第六部

第五九条 (1) 王国高等法院は、王国最高司法裁判所の通常構成員のうち、在職年数上の最年長者一五人以内、および、比例代表により六年の任期をもって国会が選出した同数の構成員をもって構成する。選出による構成員一人にたいし、一人またはそれ以上の補充員を選出する。国会議員は、王国高等法院の構成員に選出されてはならず、また、王国高等法院の構成員として行動してはならない。ある特定の場合において、王国最高司法裁判所の構成員のうちのあるものが訴訟事件の公判に参加することができないときは、国会によって最近に選挙された王国高等法院の構成員のうち同数の者が、退席するものとする。

(2) 王国高等法院は、その構成員のうちから、一人の長を選出する。

(3) 訴訟事件が王国高等法院に提起されている場合、国会によって選出された構成員は、その任期が満了したときにおいても、その事件の継続中は、なお王国高等法院におけるその地位を保持する。

(4) 王国高等法院に関する規則は、制定法で定めらる。

第六〇条 (1) 王国高等法院は、大臣にたいして、国王または国会が提起する訴訟を審理する。

(2) 国王は、国会の同意を得て、国家にとって特に危険があると認める犯罪に関しては、その他の者をも王国高等法院において裁判を受けさせることができる。

第六一条 司法権の行使は、制定法によってのみ規制される。司法権を有する特別裁判所は、設置されてはならない。

第六二条 司法 (administration of justice) は、常に行政権から独立していなければならない。この主旨の規則

デンマーク憲法 (齊藤)

は、制定法をもって、これを規定する。

第六三条 (1) 司法裁判所は、行政権の権限範囲に関する問題について判断する権能を有する。ただし、この権限について争おうとする者は、事件を司法裁判所に提起することによって、行政権が発する命令に暫定的に服従することを回避することができない。

(2) 行政権の権限範囲に関する問題は、制定法によって、一つまたはそれ以上の行政裁判所に管轄させ、それに判断させることができる。ただし、行政裁判所の判決に対する上訴は、王国の最高裁判所の管轄に属する。この手続を行なう規則は、制定法によってこれを規定する。

第六四条 裁判官は、その職務の執行にあたっては、法律にのみ拘束される。裁判官は、裁判によるほか、罷免されることはなく、また、司法裁判所の再配置 (機構改革) がなされる場合のほか、その意に反して転任させ

## デンマーク憲法（芥藤）

られない。しかしながら、満六五才に達した裁判官は、これを退任せしめることができる。

ただし、定年により退任した場合には、退任時の給与を終身受けるものとする。

第六五条 (1) 司法の運営（裁判）にあたっては、

一切の訴訟手続は、できる限り広い範囲まで、公開かつ口頭によるものでなければならない。

(2) 刑事訴訟手続には、一般人が参加する。この参加がなされる事件および参加の形式は、いかなる事件が陪審によって審理されるかを含めて、制定法で定める。

## 第七部

第六六条 国教会の組織は、制定法で定める。

第六七条 国民は、国民自身の信念に即した方法で、神の礼拝のために、集会を結成する権利を有する。ただし、善良の風俗または公の秩序に反することが説かれたり、また、なされてはならない。

第六八条 何人も、自己が属する宗派以外の宗派にたいし、私的貢献をなす義務を負わされない。

第六九条 国教会と教義を異にする宗教団体に関する規則は、制定法で規定する。

第七〇条 何人も、その信条または門地を理由として、公民的および政治的諸権利の完全な享有の機会を奪われぬ。また、このような理由で一般的な公民的義務の履行を回避することができない。

## 第八部

第七一条 (1) 人身の自由は、侵かすことができない。デンマーク臣民は、いかなる方法によっても、その政治的もしくは宗教的信念の故に、またはその血統の故にも、その自由を奪われぬ。

(2) 人身の自由を奪われるのは、法がそれを許す場合に限られる。

(3) 拘禁された者は、二四時間以内に、裁判官に引

き渡される。被拘禁者を直ちに釈放することのできない場合、裁判官は、なるべく速やかに、かつ、三日以内に発する命令中に、その理由を述べて、被拘禁者を拘留所に拘留するか否かを決定しなければならない。また、保釈保証を徴した上で保釈することができる場合、裁判官は、このような保釈保証の性質および金額を定めなければならない。こうした規定は、制定法によって、グリーンランドに関する限り、適用しないものとすることができる。ただし、地方的な考慮によってこのような適用除外が必要であるとみなされる場合に限る。

(4) 裁判官によってなされた認定については、当事者によって、直ちに別々に上級司法裁判所にたいして、上訴することができる。

(5) 何人も、罰金または軽禁錮からなる刑を課し得るに止まる罪について、再拘留されることはない。

(6) 刑事手続以外で、司法機関の命令によらず、か

デンマーク憲法(齊藤)

つ、外国人に関する立法によって認められていない自由の剝奪の適法性は、その自由を剝奪された者またはその者の代理人の要求により、決定を得るため、通常司法裁判所またはその他の司法機関にたいし提起される。この手続きを規制する規則は、制定法で定める。

(7) 第六項に掲げる者は、国会によって設置される委員会の管理下におかれる。それらの者は、この委員会に申請することができる。

第七二条 住居は、侵すことができない。家宅捜査、押収、手紙およびその他の文書の検閲、並びに、郵便物、電報および電話において守られなければならない秘密の侵害は、制定法によって特定の例外が認められている場合以外は、司法権の命令にもとづいてのみこれを行なうことができる。

第七三条 (1) 所有権は、侵すことができない。何人も、公共の福祉のために必要とされる場合以外は、そ

の財産を譲渡することを命ぜられることはない。それは、制定法に定めるところにしたがい、かつ、完全な補償を与えることによつてのみ、なすことができる。

(2) 財産の収用に関する法律案が可決された場合、この法律案が最終的に可決されてから平日三日以内に、国会議員の三分の一をもつて、国会の新選挙が行なわれかつそれにもとづいて集会する国会が、その法律案を再び可決するまでは、裁可を得るために、その法律案を提出しないよう要求することができる。

(3) 収用処分の適法性および補償額に関するどのような問題も、司法裁判所に提起することができる。補償額に関する問題の審理は、制定法により、このような目的のために設置された司法裁判所に付託することができる。

第七四条 営業を自由かつ平等に行なうことにたいする、公共の福祉にもとづかない制限は、制定法によつて

廃止する。

第七五条 (1) 公共の福祉を増進するため、すべての働き得る国民に、その生存を確保するに足る条件で職を与えるように、努力しなければならない。

(2) 自己またはその扶養者の生計を支え得ない者は、他にその扶養の責任を負うべき者がいない場合、公的扶助を受ける権利を有する。ただし、その者(被扶助者)は、このような点に関する制定法が課する義務を履行しなければならない。

第七六条 就学年令に達した全児童は、初等学校において無償教育を受ける権利を有する。自からその子または被後見人のため、一般の初等学校の標準に等しい教育を受けさせ得る親または保護者は、その子供または被後見人を、初等学校において教育させなくてもよい。

第七七条 何人も、自己の思想を印刷物、文書および言論によつて、公けにする権利を有する。ただし、その

者は、司法裁判所においては、責任を問われることがある。検閲およびその他の予防措置は、けっして採用されてはならない。

第七八条 (1) 国民は、事前の許可なく、合法的な目的のために、結社をつくる権利を有する。

(2) 暴力を用いたり、暴力または暴力への教唆により、もしくは、異った意見をもつ人々に対し同じように罰せられるべき影響を及ぼすことにより、その目的を達成しようとい図する結社は、判決により解散させられる。

(3) いかなる結社も、行政措置によって解散させられない。しかしながら、一時的に結社を禁止することができる。ただし、解散するためには、ただちに訴訟手続きをとらなければならない。

(4) 政治結社の解散に関する訴訟は、特別の許可なくして、王国最高司法裁判所に提起することができる。

デンマーク憲法(齊藤)

(5) 解散の法的効果は、制定法によって定める。

第七九条 国民は、事前の許可なしに、武器をもたないで集会する権利を有する。警察は、公開の集会に臨席する権利を有する。屋外の集会は、公共の平和に対する危険を構成するおそれがある場合においては、禁止することができる。

第八〇条 暴動に際しては、軍隊は、攻撃を受けた場合以外、国王および法の名において群衆に対し三度解散を要請し、この警告が無視された後においてのみ、措置をとることができる。

第八一条 武器をとり得るすべての男子は、制定法によって規定された規則のもとに、自らの国家(祖国)の防衛に貢献する義務を負う。

第八二条 国家の監督のもとに独立してその固有事務を処理する市町村の権利は、制定法によって規定する。

第八三条 貴族たる身分、称号および階級にたいして

立法によって与えられた一切の特権は、これを廃止する。

第八四条 将来において、いかなる封土、土地における限嗣相続財産、または、動産における限嗣相続財産も、これを創設してはならない。

第八五条 第七一条、第七八条、および第七九条の規定は、軍事諸法の規定の結果としての制限下においてのみ、防衛軍に適用される。

## 第九部

第八六条 地方政府の選挙人および教会会議の選挙人についての年令要件は、常時国会選挙人に適用される。

フェリー諸島およびグリーンランドに関して、地方自治政府の選挙人および教会会議の選挙人についての年令要件は、制定法によって定められたもの、また、制定法にもとづいて定められたものとする。

第八七条 デンマーク・アイスランド連合〔廃止〕等

に関する法律にもとづいて、デンマーク国民と同等の権利を享受しているアイスランド市民は、憲法の諸規定にもとづいて、デンマーク国民たる地位に伴なう権利を享受し続けるものとする。

## 第一〇部

第八八条 国会が新しい憲法規定を設けるため法律案を可決し、かつ、政府が本件をとり進めたいときは、新国会議員の選挙のため、詔書が発せられなければならない。その法律案を、選挙後に集会した国会が、無修正で可決した場合、その法律案は、最終的に可決されてから六カ月以内に、直接投票による承認または否認を求め、ため、選挙人に付託される。この投票に関する規則は、制定法によって規定される。もし投票に参加した人々の多数および全選挙人のうち少なくとも四〇パーセントが、国会が可決した通りに法律案に賛成の投票をし、かつ、その法律案が裁可を受けたときは、その法律案は、

憲法の一構成部分（憲法の一部）となる。

## 第一一部

第八九条 この憲法は、ただちにこれを施行する。ただし、一九二〇年九月一〇日に改正された一九一五年六月五日のデンマーク王国憲法の下に最近選挙された国会は、第四部に定められた規則にしたがって、総選挙が施行されるまで存続するものとする。総選挙が施行されるまで、一九二〇年九月一〇日に改正された一九一五年六月五日のデンマーク王国憲法において国会に関して定められた規定は、引き続き効力を有するものとする。